

女性の権利110番 家庭でも職場でも「女性への暴力」は深刻

両性の平等に関する委員会副委員長
岸 松江 (58期)

4時間で47件の相談

毎年恒例の「女性の権利110番」を6月27日に行った。日弁連の要請を受けて、全国の単位会がこの時期に取り組んでいるものであり、当委員会としても要請に応じて毎年東京三会が合同で取り組んでいる。

午前10時～午後2時までの4時間に20代から70代までの各世代の女性から合計47件の相談があった。相談内容は、最も多いのが、離婚に関する相談で、離婚の可否、財産分与・慰謝料、養育費、親権などの相談が多数寄せられた。次に多かったのが、DV、性犯罪、セクハラ、ストーカーなどの女性に対する暴力の問題であった。解雇や職場での差別など労働問題についても相談があった。

夫の借金、DV、自立できない…

具体的には、妻名義の不動産を担保に夫が多額の借金をして外国為替取引につぎ込んでしまった事例や、夫からの言葉や暴行によるDVのために離婚したいというもの、夫のDVによりうつ病を発症したというものの他、60～70代の女性から夫に離婚を突きつけられているが自分の年金だけでは暮らせないなどの相談も数件寄せられた。

家庭・職場での女性への暴力

夫からのDVについては、身体的暴行の他、睡眠薬を飲まされた、陰湿な言葉によるいじめなど深刻な事例が多数相談された。

労働に関しては、上司から差別的な扱いをうけて退職に追い込まれた事例や、上司からセクハラや暴行をうけて、退職勧奨を受けて退職した事例などがあった。

こうした相談事例から、家庭でも職場でも女性への暴力が、女性の人権を侵害している実態が浮かび上がった。

労働環境が家庭崩壊に

また、筆者が受けた相談では、夫が福祉関係の仕事をしているが、低賃金で仕事もきつくストレスがたまって、夫がうつ病になり、夫婦関係がうまくいかず離婚を迫られているが、妻にはすぐに自立できる収入を得られる見通しもなく離婚もできないというものであった。

劣悪な労働環境によって、夫自身がストレスをためて、家庭も崩壊してしまう様子が聞き取れ、社会のあり方が男性も女性も生きにくくしていると感じた。

多様な女性の悩みに答えて

例年「女性の権利110番」には多様な相談が寄せられるが、女性への暴力の問題や女性の社会的地位の低さが共通の背景にあると感じている。

深刻な事例も多く、すぐに解決方法を明示できるわけではないが、相談担当者も女性の気持ちに寄り添った丁寧な聞き取りを心がけている。

今後もこうした取り組みは続けていく予定である。